

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（情報システム戦略課）

### 一 趣旨

行政手続等の利便性向上を図るため、自治体が国の登記情報システムから登記情報を直接確認できるようになることに伴い、登記事項証明書等の添付書面等を省略できることとする等の改正

### 二 内容

添付書面等の省略が可能となる通則的な規定の追加のほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」を踏まえた条例名等の改正

### 三 施行期日

公布の日